

業務上外認定と「業務起因性」

(問) 事業場内で発生した災害や疾病が全て業務上と認められないのは何故ですか。



(答) 労働者は、労働契約に基づき、使用者の指揮・命令下において、業務に従事しているわけでですから、実際に事業場内で災害が生じた場合は、業務と傷病等との関係について言えば、雇用されている労働者には、災害

は他に何らかの機会がなくとも、発生したであろ

ただ何らかの拍子、『立ち上がり』をしたと考へられ、例え作業中（業務遂行中）であつたとしても、通常立ち上るという行為は、人間が生活をする上で常に行う行動や動作（日常生活動作）であるため、この立ち上がるという行為中に突然的な出来事が無いということになれば、この腰痛は、業務に従事していたことを機会として発症したにすぎず、業務起因性はないと考えられます。

これは一例にすぎませんが、労働者が使用者の指揮・命令下において、事業場内で業務に従事している状態であつたことをもつて、労働者に発症した全ての傷病等を労災保険で補償することは出来ない。言い換えれば、事業主がその災害に対しても当然に補償義務を負うということにはならない、ということになります。